

## 地方債の協議制度について

### 質 問

平成18年度より地方債が協議制度に移行します。協議制度の内容や留意点などについて教えてください。

### 回 答

平成12年4月1日に施行された「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（いわゆる地方分権一括法）による地方財政法の改正に伴い、地方債については、平成18年度より許可制度から、協議制度へ移行することとなりました。

#### 1. 協議制度の仕組み

今年の1月末に改正された地方財政法施行令により、協議制度のより詳細な内容がわかってきました。

##### （1）協議手続について

地方公共団体が行う地方債の協議は、都道府県及び政令指定都市（都道府県・政令指定都市が加入する一部事務組合等及び都道府県・政令指定都市が設ける地方開発事業団を含む。）については総務大臣を、その他については都道府県知事を相手方として行うこととされています。

地方公共団体が協議を行う場合には、地方財政法に規定する起債の目的、限度額、起債の方法、資金、利率、償還の方法のほか、地方債を財源として行う事業の経費の総額、その財源内訳、資金の借入先、年間の起債予定額の総額、当該団体の決算の状況などを明らかにしなければなりません。

協議を受けた総務大臣又は都道府県知事は毎年度総務大臣が示す同意基準に基づき、同意を行うこととなります。なお、協議手続については、簡素化が図られているところであり、市町村分の地方債について、現在行なわれている財務局・財務事務所による市町村ヒアリングから、原則として

都道府県がまとめてヒアリングを受ける方式に移行することとされています。

##### （2）同意債と不同意債について

協議により同意を受けた地方債（以下「同意債」という。）については、財政融資資金をはじめとする公的資金を借り入れることができ、同意債に係る後年度の元利償還金は、地方財政計画に計上されるとともに、交付税措置のあるものについては、基準財政需要額に算入されることとなります。

一方、同意を受けることができなかった地方債（以下「不同意債」という。）については、あらかじめ議会に報告することにより発行が可能とされています。しかし、公的資金の借り入れができないことから、銀行等の金融機関からの資金調達が必要となります。また、後年度の元利償還金は地方財政計画に計上されず、同意債では交付税措置されるものであっても、基準財政需要額に算入されないこととなります。

##### （3）許可団体への移行基準について

協議制度移行後の財政健全性の確保、地方債の信用力の補完、デフォルト（債務不履行）の回避等の観点から、一部の団体については、引き続き地方債に係る許可制度が維持されることとなります。

一定の比率以上の赤字を有する団体、実質公債費比率の高い団体、経営状況が悪化した公営企業等については、許可制度の対象となります。

具体的には、赤字額が標準財政規模に応じて2.5～10%の間で段階的に設定される額以上となる地方公共団体、又は、当該年度の前3ヵ年平均の「実質公債費比率」が18%以上となる地方公共団体は、地方債の発行について許可を要することとなります。

また、地方公営企業については、繰越欠損金がある事業又は営業収益に対する資金不足額の割合が10%を超える事業は許可対象事業となります。

そして、上記に該当しない場合であっても、地方公共団体が許可団体となっている場合は、地方公営企業についても許可を要することとなります。

特に、実質公債費比率は、元利償還金の水準を測る指標として、市場の信頼や公平性の確保、透明化、明確化等を図る観点から新たに導入するものです。この比率は、現行の起債制限比率に、満期一括償還方式の地方債の取扱いの統一や公営企業の元利償還金への一般会計の繰出しの算入等、一定の見直しを行って算定します。

#### 【実質公債費比率の算定式】

$$\frac{(A+B) - (C+D)}{E-D}$$

- A：地方債の元利償還金（繰上償還等を除く。）
- B：地方債の元利償還金に準ずるもの  
（公営企業の元利償還金に充当した一般会計からの繰出金を含む。）
- C：元利償還金に充てられる特定財源
- D：普通交付税の額の基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金
- E：標準財政規模

実質公債費比率の算定については、地方財政状況調査（決算統計）に基づく数値によって算定ができるよう、平成17年度決算統計の改定がなされる予定です。また、前年度決算が地方公共団体の長に提出されるまでの間については、決算見込みに基づき算定することとされています。

なお、仮に実質公債費比率により許可団体になったとしても、起債が制限されるわけではありません。起債の制限については、当分の間、現行の起債制限比率を用いることとされており、実質公債費比率は協議団体と許可団体を分ける指標としてのみ活用することとなります。

## 2. 協議制度における留意点

地方公共団体は、協議制度移行に伴って、自由度が高められる一方で、「自己責任」が今まで以上に求められます。そのため、IRの推進や適切な公債管

理など財政健全化に努めることがより重要となります。

特に、以下の点に十分に留意して財政運営に当たってください。

### （1）不同意債の発行

協議制度への移行により、地方公共団体の自由度が増し、同意を得なくても地方債が発行できることとなりました。しかし、不同意債については地方財政計画に反映されず、償還財源の保障がないため、市場から見れば「信用力のない地方債」として、厳しく評価されることが予想されます。発行団体にとっては将来の負担も大きく、また当該団体が発行する同意債に対しても少なからず影響を及ぼすことも考えられることから、発行にあたっては慎重な対応が求められます。

### （2）公営企業を含めた公債管理

今回、新たな財政指標として実質公債費比率が創設され、公営企業の元利償還金に充当した一般会計からの繰出金が元利償還金に準ずるものとして算定に含まれることとなりました。そのため、公営企業の地方債残高が実質公債費比率の数値に大きく影響を及ぼすこととなります。一般会計のみでなく、公営企業会計も含めた適切な公債管理に努めることが必要です。

（大阪府総務部市町村課財政グループ）